

# 第111回

## 定時株主総会招集ご通知

開催日時：平成27年9月29日（火曜日）午前10時

開催場所：神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地  
当社 C棟2階会議室

### 目次

第111回 定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告書	35
株主総会参考書類	41

### 議案

第1号議案 剰余金の処分の件	41
第2号議案 定款一部変更の件	42
第3号議案 取締役3名選任の件	68
第4号議案 監査役2名選任の件	71
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	72

株式会社アルバック

証券コード 6728

証券コード 6728  
平成27年9月11日

株 主 各 位

神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地  
株式会社アルバック  
代表取締役 小日向久治  
社 長

## 第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年9月28日(月曜日)午後5時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年9月29日(火曜日)午前10時
2. 場 所 神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地  
当社 C棟2階会議室  
(末尾の「株主総会会場略図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第111期(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第111期(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役3名選任の件
  - 第4号議案 監査役2名選任の件
  - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎開場時刻は、午前9時とさせていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ulvac.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしておりません。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ulvac.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

# 事業報告

(自 平成26年 7 月 1 日)  
(至 平成27年 6 月30日)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善傾向が続く中、個人消費は底堅い動きを見せ、企業収益も改善に向かうなど緩やかな回復が続いてまいりました。米国では、設備投資に弱さが見られるものの個人消費が増加するなど景気の回復が続いてまいりました。欧州では、ギリシャ問題や失業率、物価の動向などに留意する必要があるものの、景気は持ち直しの動きが続いてまいりました。中国では、個人消費や生産の伸びが低下するなど、景気は緩やかに減速してまいりました。

当社グループを取り巻くエレクトロニクス市場においては、引き続きスマートフォンが市場を牽引し、それらに搭載される中小型の液晶パネルや半導体、電子部品の出荷が増加いたしました。

液晶ディスプレイ製造装置の設備投資については、期の前半は各社の投資一巡による一服感が見られ、総じて低調に推移いたしました。後半には投資を再開する動きが出て、回復してまいりました。自動車市場においては、引き続きエコカーなどの販売が好調なことから、カーエレクトロニクス製品をはじめ自動車部品向けの設備投資が堅調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度につきましては、受注高は、1,827億32百万円と前期に比べて129億24百万円(7.6%)増加し、売上高につきましては、1,791億74百万円と前期に比べて52億96百万円(3.0%)増加いたしました。損益につきましては、営業利益は111億32百万円と前期に比べて8億63百万円(7.2%)減、経常利益は124億75百万円と前期に比べて9億8百万円(6.8%)減となり、当期純利益は88億74百万円と前期に比べて26億64百万円(23.1%)減となりました。

企業集団の事業セグメント別状況は次のとおりであります。

企業集団の事業セグメント別状況

(単位：百万円)

事業セグメント	当期受注高		当期売上高		期末受注残高	
		前期比 (%)		前期比 (%)		前期比 (%)
真空機器事業	152,767	111.6	147,641	105.7	66,596	112.6
真空応用事業	29,965	91.1	31,533	92.3	6,417	79.3
合計	182,732	107.6	179,174	103.0	73,013	108.6

主な品目別売上高実績

(単位：百万円)

品目	当期売上高	
		割合 (%)
F P D及びP V製造装置	59,699	33.3
半導体及び電子部品製造装置	35,967	20.1
コンポーネント	26,482	14.8
一般産業用装置	25,493	14.2
材料	14,422	8.0
その他	17,111	9.6
計	179,174	100.0

## (真空機器事業)

真空機器事業を品目別に見ますと下記のとおりです。

### (FPD及びPV製造装置)

FPD（フラットパネルディスプレイ）関連では、受注高は期の後半において中小型液晶ディスプレイ製造装置の投資に回復が見られたことにより、前期に比べて増加いたしました。売上高は大型液晶ディスプレイ製造装置や有機EL製造装置が寄与いたしましたが、期の前半の受注が減少したこと等により、前期に比べて減少いたしました。

### (半導体及び電子部品製造装置)

半導体関連では、モバイルDRAM、NANDフラッシュメモリ用スパッタリング装置や自然酸化膜除去装置が、電子部品関連では、モバイル機器向け高機能デバイス製造装置が寄与し、受注高、売上高ともに前期に比べて増加いたしました。

### (コンポーネント)

コンポーネント関連では、半導体、電子部品、FPD業界や自動車関連向けを中心に堅調に推移し、受注高、売上高ともに前期に比べて増加いたしました。

### (一般産業用装置)

一般産業用装置関連では、自動車部品製造用真空熱処理炉などを中心に、売上高は前期に比べて増加いたしました。

その結果、真空機器事業の受注高につきましては、1,527億67百万円、受注残高665億96百万円となりました。また、売上高につきましては、1,476億41百万円、営業利益につきましては、77億82百万円となりました。

## (真空応用事業)

真空応用事業を品目別に見ますと下記のとおりです。

### (材料)

材料関連では、主に日本、韓国などの主要パネルメーカーから液晶ディスプレイ用スパッタリングターゲット材料を受注し、受注高、売上高ともに前期に比べて増加いたしました。

### (その他)

マスクブランクス関連では、スマートフォンやタブレット端末向け及び車載用の半導体向け需要の増加を受け、堅調に推移いたしました。

その結果、真空応用事業の受注高につきましては、299億65百万円、受注残高64億17百万円となりました。また、売上高につきましては、315億33百万円、営業利益につきましては、32億33百万円となりました。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、67億31百万円であります。主にFPD及びPV製造装置、半導体及び電子部品製造装置それぞれの事業において、評価用機械装置や研究開発用機械装置等の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

当社グループの当連結会計年度末の借入金の総額は、826億49百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成26年12月25日を効力発生日として、子会社であったアルバック理工株式会社の全株式を株式会社チノーに譲渡いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 (第108期) (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)	平成24年度 (第109期) (自平成24年7月1日 至平成25年6月30日)	平成25年度 (第110期) (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)	平成26年度 (当連結会計年度) (第111期) (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)
売 上 高(百万円)	196,804	163,351	173,878	179,174
経 常 利 益(百万円)	△6,497	6,264	13,384	12,475
当 期 純 利 益(百万円)	△49,984	△3,807	11,538	8,874
1株当たり当期純利益(円)	△1,012.94	△87.79	223.18	172.73
総 資 産(百万円)	249,651	243,289	230,791	242,348
純 資 産(百万円)	41,187	59,436	72,238	84,928
1株当たり純資産額(円)	751.00	806.38	1,040.23	1,398.66

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

## (3) 重要な子会社等の状況

## ① 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
アルバックテクノ株式会社	百万円 125	% 100.0	真空機器装置・部品・消耗材料の販売・カスタマーズサポート
アルバック九州株式会社	百万円 490	% 100.0	真空装置・真空ポンプ・真空バルブ・スパッタリングターゲット材料などの受託製造
アルバック東北株式会社	百万円 498	% 100.0	真空装置・スパッタリングターゲット材料などの受託製造
アルバック機工株式会社	百万円 280	% 100.0	小型真空ポンプの製造・販売
アルバック販売株式会社	百万円 90	※100.0%	真空機器装置の販売
ULVAC Technologies, Inc.	千US\$ 17,580	% 100.0	北米地域における真空機器装置の製造・販売・カスタマーズサポート
ULVAC TAIWAN INC.	千NT\$ 498,000	※100.0%	台湾における真空機器装置の製造・販売・カスタマーズサポート
ULVAC KOREA, Ltd.	百万WON 8,144	※100.0%	韓国における真空機器装置の製造・販売・カスタマーズサポート
寧波愛発科真空技術有限公司	千RMB 112,280	※ 90.3%	中国における真空ポンプの製造・販売
アルバック・ファイ株式会社	百万円 100	% 100.0	表面解析装置の製造・販売
アルバック・クライオ株式会社	百万円 50	% 50.0	クライオポンプの製造・販売
ULVAC SINGAPORE PTE LTD	千SG\$ 8,300	※ 92.8%	東南アジアにおける真空機器装置・コンポーネントの販売・カスタマーズサポート
愛発科真空技術(蘇州)有限公司	千RMB 246,521	※100.0%	中国における真空機器装置・コンポーネントの製造・販売
愛発科東方真空(成都)有限公司	千RMB 85,009	※ 74.7%	中国における真空機器装置・コンポーネントの製造・販売
愛発科自動化科技(上海)有限公司	千RMB 25,817	※ 57.5%	中国における制御盤・自動制御駆動装置の製造・販売
愛発科天馬電機(靖江)有限公司	千RMB 24,830	※ 60.0%	中国における真空ポンプ用部品の製造・販売

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
愛発科中北真空(沈陽)有限公司	千RMB 79,642	% ※ 75.4	中国における真空機器装置の製造・販売・カスタマーズサポート
Physical Electronics USA, Inc.	US\$ 1,000	% ※100.0	欧米における表面解析装置の販売
ULVAC MALAYSIA SDN. BHD.	千RM 25,000	% ※ 96.0	東南アジアにおけるカスタマーズサポート、洗浄・ターゲットボンディングなどのサービス
愛発科(中国)投資有限公司	千RMB 573,000	% 100.0	中国における投資及び中国事業の管理統括業務
タイゴールド株式会社	百万円 99	% 89.3	複合皮膜の成膜及びこれに関する材料及び技術の開発・販売
Ulvac Korea Precision, Ltd.	百万WON 10,090	% ※100.0	韓国における大型基板真空装置用部品及びその他真空装置用部品の製造
Pure Surface Technology, Ltd.	百万WON 9,904	% ※100.0	韓国における成膜装置用部品の表面処理業務
ULVAC CRYOGENICS KOREA INCORPORATED	百万WON 6,145	% ※ 50.0	韓国におけるクライオポンプの製造・販売
ULTRA CLEAN PRECISION TECHNOLOGIES CORP.	千NT\$ 341,000	% ※100.0	台湾における真空装置ユニット及び部品の製造・洗浄・表面処理・カスタマーズサポート
アルバック成膜株式会社	百万円 100	% 65.0	半導体用マスクブランクス・液晶ディスプレイ用ブラックマトリックスの製造・加工・販売
ULCOAT TAIWAN, Inc.	千NT\$ 512,000	% ※ 65.0	台湾における液晶ディスプレイ用ブラックマトリックス・大型マスクブランクス製造・加工・販売
愛発科商貿(上海)有限公司	千RMB 15,940	% ※100.0	中国における当社グループ製品の販売・カスタマーズサポート
愛発科真空設備(上海)有限公司	千RMB 1,000	% ※100.0	中国における真空機器装置の部品販売
ULVAC Materials Korea, Ltd.	百万WON 6,800	% ※100.0	韓国におけるスパッタリングターゲット材料のボンディングサービス
愛発科電子材料(蘇州)有限公司	千RMB 165,251	% ※100.0	中国におけるスパッタリングターゲット材料の開発・生産・販売・カスタマーズサポート
愛発科豪威光電薄膜科技(深圳)有限公司	千RMB 60,000	% ※ 95.0	中国におけるタッチパネル等の光学膜生産、真空機器装置の製造・販売

(注) ※は間接所有による議決権比率を含んでおります。

## ② 重要な関連会社の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社昭和真空	百万円 2,177	% 21.6	水晶振動子用・光学用真空装置の製造・販売
日本リライアンス株式会社	百万円 300	% 20.0	産業機械用駆動装置の製造・販売
ULVAC AUTOMATION TAIWAN I n c .	千NT\$ 80,000	% 40.0	台湾における制御盤及び自動制御駆動装置の製造・販売

## ③ 企業結合の成果

連結対象子会社は、前記の重要な子会社32社、持分法適用会社は、前記の重要な関連会社3社であります。当連結会計年度の売上高は1,791億74百万円（前期比52億96百万円増）、経常利益は124億75百万円（前期比9億8百万円減）、当期純利益は88億74百万円（前期比26億64百万円減）となりました。

## (4) 対処すべき課題

平成26年8月に策定した現中期経営計画の実現に向け、「価値創造型ビジネスモデルの再構築（真空技術を核とした付加価値を高める仕組みの再構築）」、「不採算事業の見直し」、「損益分岐点売上高の引下げ」を基本方針として、「確実・安定的に収益確保できる体制の確立」を目指しております。

事業領域については、「FPD及びPV製造装置」「一般産業用装置」「コンポーネント」が継続的に下支えする中、「半導体及び電子部品製造装置」が成長を牽引していくシナリオとなっております。

初年度にあたる平成27年6月期につきましては、受注高・売上高・営業利益・経常利益・当期純利益とも当初予想を上回る結果となりました。

平成28年6月期につきましては、売上高は現中期経営計画から変更ありません。営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は現中期経営計画を上回る予想をしております。

引き続き、「中期経営計画」を実現するため、

- ・営業戦略プロジェクト
- ・開発戦略プロジェクト
- ・コスト管理強化プロジェクト

を推進してまいります。

〈数値目標（連結ベース）〉

（単位：億円）

	平成27年6月期 実績	平成28年6月期 予想	平成29年6月期 目標（最終年度）
受注高	1,827	1,900	2,000
売上高	1,792	1,900	2,000
営業利益	111	135	160
経常利益	125	125	150
当期純利益 （親会社株主に帰属する当期純利益）	89	95	110

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

事業区分		主要製品
真空機器事業	F P D 及び P V 製造装置	スパッタリング装置、プラズマCVD装置、有機EL製造装置、真空蒸着装置、エッチング装置、固体レーザーアニール装置、インクジェットプリンティング装置、液晶滴下・真空貼り合せ装置、太陽電池製造装置、巻取式蒸着装置、巻取式スパッタリング装置他
	半導体及び電子部品製造装置	スパッタリング装置、エッチング装置、イオン注入装置、レジストストリッピング装置、各種CVD装置、ウェーハ前処理（自然酸化膜除去等）装置、超高真空装置、MOCVD装置、超高真空排気装置、MBE装置、イオンビーム応用装置、活性化アニール装置、蒸着重合装置他
	コンポーネント	真空ポンプ（ドライポンプ、油回転ポンプ、メカニカルブースタポンプ、油拡散ポンプ、スパッタイオンポンプ、クライオポンプ、ターボ分子ポンプ）、各種真空計、ヘリウムリークディテクタ、各種ガス分析計、分光エリプソメータ、各種電源、成膜コントローラ、各種真空バルブ、各種真空部品（導入端子、真空覗き窓、真空用マニピレータ他）、真空搬送ロボット・真空搬送プラットフォーム他
	一般産業用装置	真空溶解炉、真空熱処理炉、真空焼結炉、真空ろう付炉、凍結真空乾燥装置、真空蒸留装置、ヘリウムリークテスト装置他
真空応用事業	材 料	スパッタリングターゲット材料、蒸着材料、チタン・タンタル加工品、高融点活性金属（Ta、Nb、W、Mo）、表面処理、超微粒子（ナノメタルインク）他
	そ の 他	オージェ電子分光分析装置、X線光電子分光分析装置、二次イオン質量分析装置、各種産業機械駆動用制御装置、半導体用ハードマスクブランクス、受託成膜加工他

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年6月30日現在）

- 当社本社工場 神奈川県茅ヶ崎市
- 国内営業及びサービス拠点 アルバック販売(株)本社（東京都中央区）他12拠点、アルバックテクノ(株)本社・茅ヶ崎CSセンター（神奈川県茅ヶ崎市）他32拠点
- 海外営業及びサービス拠点 ULVAC Technologies, Inc.（米国マサチューセッツ州）、ULVAC TAIWAN INC.（台湾新竹市）、ULVAC KOREA, Ltd.（韓国亀尾市）、ULVAC SINGAPORE PTE LTD（シンガポール）、愛発科商貿（上海）有限公司（中国上海市）
- 国内生産拠点 当社富士裾野工場（静岡県裾野市）、同千葉山武工場（千葉県山武市）、同千葉富里工場（千葉県富里市）、同鹿児島工場（鹿児島県霧島市）  
アルバックテクノ(株)和歌山洗浄センター（和歌山県橋本市）他4拠点、アルバック東北(株)（青森県八戸市）、アルバック九州(株)本社工場（鹿児島県霧島市）、アルバック機工(株)本社・宮崎工場（宮崎県西都市）、アルバック・クライオ(株)本社・工場（神奈川県茅ヶ崎市）他1拠点、アルバック・ファイ(株)（神奈川県茅ヶ崎市）、アルバック成膜(株)（埼玉県秩父市）、(株)昭和真空（相模原市中央区）、日本リアイアンス(株)（横浜市金沢区）
- 海外生産拠点 ULVAC TAIWAN INC.（台湾台南市）、ULVAC KOREA, Ltd.（韓国平澤市）、寧波愛発科真空技術有限公司（中国寧波市）、愛発科真空技術（蘇州）有限公司（中国蘇州市）、愛発科東方真空（成都）有限公司（中国成都市）、愛発科自動化科技（上海）有限公司（中国上海市）、愛発科天馬電機（靖江）有限公司（中国靖江市）、愛発科中北真空（沈陽）有限公司（中国沈陽市）、愛発科電子材料（蘇州）有限公司（中国蘇州市）、愛発科豪威光電薄膜科技（深圳）有限公司（中国深圳市）
- 研究開発拠点 半導体電子技術研究所（静岡県裾野市）、超材料研究所（千葉県富里市）、韓国超材料研究所（韓国平澤市）

(7) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
真空機器事業	4,507名	39名増
真空応用事業	733名	85名減
全社（共通）	664名	21名減
合計	5,904名	67名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性 1,036名	3名増	42.2歳	15.0年
女性 61名	11名減	38.6歳	11.0年
合計または平均 1,097名	8名減	42.0歳	14.9年

(注) 使用人数は、当社への出向者34名を含む就業人員で表記しております。この他に、他社への出向者が54名おります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	24,154
株式会社三井住友銀行	15,198
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,375
日本生命保険相互会社	7,701

百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況(平成27年6月30日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	100,000,000株
	A種種類株式	1,500株
	B種種類株式	37,500株
② 発行済株式の総数	普通株式	49,355,938株
		(自己株式3,101株を含む)
	A種種類株式	1,000株
③ 株主数	普通株式	13,542名
	A種種類株式	1名
④ 大株主		

株主名	持株数	持株比率
TAIYO FUND, L. P.	6,610千株	13.39%
日本生命保険相互会社	3,242	6.57
株式会社みずほ銀行	1,916	3.88
株式会社三井住友銀行	1,864	3.78
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505019	1,803	3.65
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,160	2.35
TAIYO HANEI FUND, L.P.	1,154	2.34
ゴールドマン・サックス・アンド・ カンパニーレギュラーアカウント	1,026	2.08
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	939	1.90
ゴールドマンサックスインターナショナル	926	1.88

(注) 1. 持株比率は自己株式(3,101株)を控除して計算しております。

2. 上記大株主10位の中にA種種類株式を有している株主はありません。

3. タイヨウ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エルエルシー及びその共同保有者4社から平成27年2月6日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成27年1月31日現在で10,317千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

A種種類株式は、平成27年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月3日付で全株式を取得及び消却いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態（平成27年6月30日現在）

① 取締役及び監査役の状態

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 （執行役員社長）	小日向 久 治	監査室担当 愛発科（中国）投資有限公司 董事長
取締役 （専務執行役員）	坊 昭 範	本社部門統括
取締役 （常務執行役員）	本 吉 光	経営企画室長、総務部・グローバル生産企画室担当 ULVAC TAIWAN INC. 董事長
取締役 （常務執行役員）	末 代 政 輔	営業本部長、FPD・PV事業部・電子機器事業部・ 市場開拓室・営業管理室担当 愛発科豪威光電薄膜科技（深圳）有限公司 董事長 株式会社昭和真空 社外取締役
取締役 （執行役員）	小田木 秀 幸	生産本部長、調達センター・生産技術センター・環 境・安全部担当
取締役	御 林 彰	ニッセイ信用保証株式会社 代表取締役社長 ライト工業株式会社 社外監査役
取締役	池 田 修 三	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株 式会社 取締役
監査役	待 鳥 啓 信	（常勤）
監査役	高 橋 誠 一	（常勤） 株式会社昭和真空 社外監査役
監査役	浅 田 千 秋	弁護士 株式会社卑弥呼 社外監査役
監査役	大 塚 一 実	

- (注) 1. 取締役御林彰、池田修三の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役浅田千秋、大塚一実の両氏は、社外監査役であります。
3. 御林彰氏は、平成26年9月26日開催の第110回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
4. 高橋誠一氏は、平成26年9月26日開催の第110回定時株主総会において監査役に選任され就任いたしました。
5. 取締役皆川卓士氏は、平成26年9月26日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
6. 監査役大井宣夫氏は、平成26年9月26日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
7. 監査役浅田千秋氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

8. 平成27年6月30日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	中村 静雄	規格品事業部担当 アルバック機工株式会社 代表取締役社長 愛発科天馬電機（靖江）有限公司 董事長
常務執行役員	岩下 節生	産業機器事業部担当 愛発科（中国）投資有限公司 副董事長総経理 寧波愛発科真空技術有限公司 董事長総経理 愛発科商貿（上海）有限公司 董事長 愛発科真空技術（蘇州）有限公司 董事長総経理 愛発科電子材料（蘇州）有限公司 董事長 愛発科自動化科技（上海）有限公司 董事長 愛発科真空設備（上海）有限公司 董事長
執行役員	平野 裕之	愛発科（中国）投資有限公司 常務副総経理
執行役員	中村 孝男	経理部長、財務部長
執行役員	齋藤 一也	技術企画室長、超材料研究所長、半導体電子技術研究所長、半導体装置事業部・知的財産部・技術開発部担当 愛発科（蘇州）技術研究開発有限公司 董事長
執行役員	白 忠烈	マテリアル事業部担当 ULVAC KOREA,Ltd. 代表理事社長 ULVAC Materials Korea,Ltd. 代表理事会長 Ulvac Korea Precision,Ltd. 代表理事社長 Pure Surface Technology,Ltd. 代表理事会長 UF TECH,Ltd. 代表理事会長
執行役員	梅田 彰	経営企画室構造改革推進室長、人事部担当
執行役員	松本 亮	経営企画室関連会社管理室長

9. 決算期後における取締役及び執行役員の異動は次のとおりであります。

平成27年7月1日付の人事異動及び組織変更をもって取締役及び執行役員の地位、担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
坊 昭 範	取締役 （執行役員副社長）	本社部門統括
本 吉 光	取締役 （専務執行役員）	関連会社統括、経営企画室長、総務部・グローバル事業推進室担当 ULVAC TAIWAN INC. 董事長

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
末代政輔	取締役 (専務執行役員)	営業統括、営業本部長、電子機器事業部担当 愛発科豪威光電薄膜科技(深圳)有限公司 董事長 株式会社昭和真空 社外取締役
小田木秀幸	取締役 (常務執行役員)	生産統括、生産本部長、調達センター・生産技術センター・環境・安全部担当
岩下節生	専務執行役員	愛発科(中国)投資有限公司 董事長 寧波愛発科真空技術有限公司 董事長 愛発科商貿(上海)有限公司 董事長 愛発科真空技術(蘇州)有限公司 董事長 愛発科自動化科技(上海)有限公司 董事長 愛発科真空設備(上海)有限公司 董事長
山元正年	専務執行役員	営業本部副本部長 アルバック販売株式会社 代表取締役社長
中村孝男	常務執行役員	経理部長、財務部長
白忠烈	常務執行役員	開発統括、グローバル市場・技術戦略室・半導体電子技術研究所・未来技術研究所・マテリアル事業部担当 ULVAC KOREA,Ltd. 代表理事社長 ULVAC Materials Korea,Ltd. 代表理事会長 Ulvac Korea Precision,Ltd. 代表理事会長 Pure Surface Technology,Ltd. 代表理事会長 UF TECH,Ltd. 代表理事会長
藤山潤樹	常務執行役員	半導体装置事業部担当 アルバックテクノ株式会社 代表取締役社長
齋藤一也	執行役員	技術企画室長、超材料研究所長、知的財産部・技術開発部担当 愛発科(蘇州)技術研究開発有限公司 董事長
梅田彰	執行役員	経営企画室事業企画管理室長
松本亮	執行役員	経営企画室関連会社管理室長、人事部担当
大日向陽一	執行役員	産業機器事業部長 愛発科中北真空(沈陽)有限公司 董事長
柳澤清和	執行役員	規格品事業部長
佐藤重光	執行役員	F P D・P V事業部長
蔡有哲	執行役員	ULVAC TAIWAN INC. 董事總經理 ULTRA CLEAN PRECISION TECHNOLOGIES CORP. 董事長 ULVAC Materials Taiwan,Inc. 董事長

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	151百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	47百万円 (7百万円)
合 計	12名	198百万円

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は7名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年9月28日開催の第102回定時株主総会において、年額800百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年9月28日開催の第102回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員に関する事項

## イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役御林彰氏は、ニッセイ信用保証株式会社 代表取締役社長及びライト工業株式会社 社外監査役を兼務しております。当社は、ニッセイ信用保証株式会社及びライト工業株式会社とは特別の関係はありません。
- ・取締役池田修三氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 取締役を兼務しております。同社を業務執行組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合は、当社A種種類株式1,000株を有する株主であります。
- ・監査役浅田千秋氏は、株式会社卑弥呼 社外監査役を兼務しております。当社は、株式会社卑弥呼とは特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	御林 彰	平成26年9月26日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、他社におけるビジネス経験で培ってきた豊富な経験と知識を活かし、議案及び審議に関し必要な発言を適宜行っております。
取締役	池田 修三	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、金融分野における豊富な経験と知識を活かし、議案及び審議に関し必要な発言を適宜行っております。
監査役	浅田 千秋	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席、また、監査役会19回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。
監査役	大塚 一実	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席、また、監査役会19回全てに出席し、長年の金融機関勤務経験及び他社におけるビジネス経験で培ってきた豊富な経験と知識から、必要な発言を適宜行っております。

ハ. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 PwCあらた監査法人

(注) PwCあらた監査法人は、平成27年7月1日付であらた監査法人から名称変更しております。

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る報酬等の額	78
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ③ 当社の重要な子会社のうち、ULVAC TAIWAN INC.、ULVAC KOREA,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められる場合には、同法第344条の定めにより株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

#### イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすべく、反社会的勢力との関係排除をはじめとする遵法意識の啓蒙をうたう企業倫理行動基準を定め、同基準に関する教育及び小冊子の配付を行うことにより周知徹底する。また、当社において、コンプライアンス委員会を設置し、内部通報者が内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことの保障も含む内部通報制度その他のコンプライアンス関連規定を整備して教育を行う。加えて、独立性が保障された監査室を当社代表取締役直属の機関として設置し、金融商品取引法上の内部統制の評価を行うとともに、当社監査役と連携して業務の有効性や適切性の監査を行う。

#### ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報に関しては、当社の情報管理に関する規定を整備・拡充し、当社における各種重要会議の議事録その他文書の作成、閲覧、保存及び廃棄について適切な管理方法をとる。

#### ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の各種事業を担当する部署の部署長の責任と権限を明確化した上で、対象事案の性質や影響度に応じて直接の所管部署以外の複数の部署関係者による綿密な審議検討を行った後、当社各種規程に則って当社取締役へ報告を行い、当該取締役が判断を行う体制をとることで、当社の企業活動遂行における損失の危険の管理を行う。これに加え、リスク管理に関する当社規程の整備・拡充により、リスクを分類の上でそれぞれに管理部門を設置し、各管理部門の部署長を責任者とする管理体制をとる。

#### ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画を定めて当社全体の目標を明確化する。その上で、当社各部署の部署長が部署ごとの業績目標を作成し、この実績を当社各種規則に則って当社取締役がこれを評価することで業績への責任を明確にする。また、当社各部署の部署長の責任と権限を明確化することによって意思決定プロセスを迅速化しつつ、重要事項については当社取締役を含めた合議をはかるという体制をとることによって、迅速さと慎重さを兼ね備えた臨機応変な意思決定を目指す。さら

に、当該重要事項に関する当社会議への当社監査役の出席や情報の取得の機会を保障することで、適切な判断を実現する。

ホ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業集団全体の企業価値の維持及び向上を重視し、この実現のためには、子会社ごとの自主性と独立性を尊重しつつも子会社それぞれの所在国、事業内容、事業規模などの諸般の状況を総合考慮して適切に当社が指示及び管理を実施することが最適と考えており、各子会社ごとの管理として最適と判断される方法及びその密度を選択して実行するという責務を担う部門として当社に関連会社管理室を設置してその責任と権限の所在を明確化する。

かかる方針に基づき、事業計画については、まず、当社にて当社企業集団全体の目標を明確化し、当該目標を考慮して各子会社が事業計画を策定する体制をとっている。また、企業価値の維持及び向上において特にコンプライアンスを重視しており、各子会社においてコンプライアンスの啓蒙、コンプライアンス体制の構築及び運用を講じることとしている。

また、各子会社の取締役及びこれに類する者の職務の執行に係る当社への報告については、子会社も参加する当社の重要会議、事業計画の策定過程や実績報告における協議や確認及び各子会社において実施される重要会議に関する報告など多種多様な機会を利用するよう努める。

次に、各子会社の損失の危険の管理及び各子会社の取締役等の職務の執行の効率をはかるといふ観点からは、各子会社ごとにリスク管理に関する規定や体制の構築及び運用を実現するよう努める。さらに、当該規定や体制の構築のみならず、実際に重大な損失の発生もしくは発生のおそれが生じた際に、当社がこの事実を速やかに把握できるよう、当社からの取締役や監査役の派遣、複数子会社が参加する重要会議の運営、事業計画の策定の補助と実績評価及び計画と実績の差異の照会などによって、対象子会社の管理として最適と判断される方法と密度を選択し、これを実行する。

そして、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制としては、当社が策定した企業倫理行動基準を子会社各社に配布してコンプライアンス意識の啓蒙に努めるとともに、当社コンプライアンス委員会への内部通報も保障し、通報に対する対処も適切に行うこととする。

なお、これらに加えて、当社監査役や当社監査室が、各種諸法令に従い、監査業務遂行上最適と判断される方法で子会社各社の監査活動を行い、業務の適正を確保できるよう努める。

- へ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役がその職務を補助すべき使用人の当社における設置を当社に要請した場合、当社取締役は応諾して必要な協力を行う。そして、当該監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、当社監査役会の事前の同意を得る。

また、当社監査役は、必要に応じ、最適と思われる部署に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当社は当該指示をうけた使用人が当該指示に従って対応することを認める。

- ト 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な損失を与える事項の発生または発生のおそれがあることを覚知した場合、あるいは当社及び子会社の取締役及び使用人による違法または不正な行為の発生を覚知した場合には、諸法令及び社内規定に従ってこれを当社監査役に報告する。特にリスク管理体制については、各リスク管理部門が、諸法令及び社内規定に従い、責任をもって定期及び臨時にこれを当社監査役に報告する。また、当社は、当社監査役に対しこれらの重要事項に関する当社会議への出席並びに情報の取得及び意見を述べる機会を付与することを保障する。加えて、当社監査役にこれらの報告を行った者は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことも保障する。

- チ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役が、その監査業務遂行のために必要となる費用の負担に関する要求を当社に行った場合、当社は、当該要求内容が当該監査役の監査業務遂行のために必要なものではないと合理的に認められる場合を除き、速やかにこれを負担するための措置を講ずる。

- リ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社監査役に対し、監査のために必要となる会議への出席及び情報の取得の機会を保障する。その上で、当社監査役は、当社社外監査役の知見も得ながら、会計監査人や当社監査室と連携して監査業務を遂行する。また、当社監査役は、当社取締役とも定期的な意見交換を行うことで監査役監査に関する啓蒙を行うと同時に監査の充実及び監査環境の整備に繋げ、実効的かつ機動的な監査を実現するよう努める。

## ②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### イ 当事業活動の適法性確保に対する取組みの状況

当社では、当社取締役及び使用人に対し、遵守すべき行動指針として企業倫理行動基準を策定してそれを小冊子にして配布しております。その上で、企業倫理行動基準及び同基準で定められている特に遵守すべき諸法令についての教育を対象者や講師などを適切に設定した上で実施してその周知徹底に努めるとともに、同基準の内容は必要に応じて見直しを実施し、同基準に沿った社内規程及び社内体制の整備に努めております。なお、反社会的勢力に対する対応としては、企業倫理行動基準にもこれを含めて啓蒙するとともに、該当事案が発生した場合には、速やかに外部専門機関と協力して対応する体制を整備しております。

また、当社監査室を窓口とした内部通報制度を構築し、内部通報者が内部通報を行ったこと自体を理由として不利な取扱いを受けないことを規程にて保障し、通報内容は速やかにコンプライアンス委員会に伝えられ、同委員会主導のもと、必要に応じて外部専門家の意見を取得しながら、その調査や改善対策などを行うこととしております。この制度についても、企業倫理行動基準において明記されております。

### ロ 当社取締役の職務執行の適正及び効率の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度においては14回開催されており、各議案について活発な意見交換を行う審議及び決議を行っております。また、取締役会においては、重要な業務執行に関する意思決定のみならず、業務執行状況などについての適切な分析評価といった監督も行い、意思決定機能のみならず監督機能の実効性確保にも努めております。

また、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

なお、当社は、執行役員制度を採用し、特定の業務執行に関する権限を取締役会によって執行役員に付与しており、その執行役員を含む常勤役員会を当事業年度においては28回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

### ハ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社は、リスク管理に関する当社規程や体制を整備してリスク管理を行っております。想定されうるリスクの性質に応じ、それを所管する部署の部署長の責任と権限を明確化し、対象事案の性質、影響そして緊急度に応じて関連部署の協働のもとで柔軟な対応を図っております。

また、リスクマネジメント委員会を当事業年度においては2回開催し、当社取締役同席のもと、全体的な報告を受け、リスク管理体制の見直しを行い、より効果的な運用に努めております。

## ニ 当社グループにおける業務の適正性確保に対する取組みの状況

当社グループ会社における業務執行の状況などの把握については、当社関連会社管理室にて、グループ会社の所在国、事業内容、事業規模などの諸般の状況を総合考慮の上、定例会議や事業計画の進捗確認などの個別会議などを通じて最適な方法で情報を取得し、協議をしております。

また、当社において定められた企業倫理行動基準は、当社グループ会社にも通知され、当社グループ会社においてその教育や内部通報制度の整備を行い、コンプライアンスの啓蒙を展開しております。また、当社監査役や監査室が各種諸法令に従ってグループ各社の監査に努めております。

## ホ 監査役の監査の実効的確保に対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当事業年度においては19回開催されており、取締役会議案を含む監査に関する重要な事項についての報告と協議を行っております。監査役は、監査役会での協議及び個々の監査役の知見をもとに、取締役会の場に限らず随時適切に当社取締役に提言を行っております。また、当社は、監査役が取締役、監査室ならびに会計監査人と定期的に意見交換する場を保障し、コンプライアンスや内部統制の整備状況など多岐に渡る事項について意見交換をしております。加えて、当社は、監査役が監査に必要な情報についてこれを提供するとともに、当該情報取得の保障の観点から必要な会議への出席を保障しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数、比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成27年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	157,903	流動負債	127,277
現金及び預金	62,684	支払手形及び買掛金	33,816
受取手形及び売掛金	56,684	短期借入金	62,844
商品及び製品	3,551	リース債務	385
仕掛品	18,685	未払法人税等	1,392
原材料及び貯蔵品	9,897	前受金	14,492
繰延税金資産	1,620	繰延税金負債	52
その他	5,264	賞与引当金	1,931
貸倒引当金	△482	役員賞与引当金	203
固定資産	84,444	製品保証引当金	2,059
有形固定資産	65,662	受注損失引当金	129
建物及び構築物	37,623	その他の	9,976
機械装置及び運搬具	15,494	固定負債	30,142
工具、器具及び備品	1,294	長期借入金	19,805
土地	8,198	リース債務	557
リース資産	567	繰延税金負債	1,590
建設仮勘定	2,487	退職給付に係る負債	6,715
無形固定資産	4,625	役員退職慰労引当金	394
リース資産	166	資産除去債務	333
ソフトウェア	1,023	その他の	747
その他	3,436	負債合計	157,420
投資その他の資産	14,156	(純資産の部)	
投資有価証券	4,718	株主資本	71,908
差入保証金	1,877	資本金	20,873
繰延税金資産	1,766	資本剰余金	16,435
その他	6,896	利益剰余金	34,609
貸倒引当金	△1,100	自己株式	△10
資産合計	242,348	その他の包括利益累計額	7,462
		その他有価証券評価差額金	718
		為替換算調整勘定	7,462
		退職給付に係る調整累計額	△718
		少数株主持分	5,559
		純資産合計	84,928
		負債純資産合計	242,348

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(自 平成26年7月1日)  
(至 平成27年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		179,174
売上原価		135,710
売上総利益		43,464
販売費及び一般管理費		32,331
営業利益		11,132
営業外収益		
受取利息	181	
受取配当金	310	
為替差益	743	
受取保険金及び配当金	360	
スクラップ売却益	1,143	
持分法による投資利益	128	
その他	954	3,818
営業外費用		
支払利息	1,038	
シンジケートローン手数料	365	
たな卸資産評価損	363	
その他	710	2,475
経常利益		12,475
特別利益		
固定資産売却益	326	
関係会社株式売却益	28	354
特別損失		
固定資産除却損	176	176
税金等調整前当期純利益		12,654
法人税、住民税及び事業税	3,183	
法人税等調整額	13	3,196
少数株主損益調整前当期純利益		9,458
少数株主利益		584
当期純利益		8,874

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年7月1日  
至 平成27年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	20,873	37,100	8,510	△10	66,474
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			3,421		3,421
会計方針の変更を 反映した当期首残高	20,873	37,100	11,931	△10	69,895
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△1,050			△1,050
当 期 純 利 益			8,874		8,874
自 己 株 式 の 取 得				△5,811	△5,811
自 己 株 式 の 消 却		△5,811		5,811	-
欠 損 填 補		△13,804	13,804		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△20,665	22,678	△0	2,013
当 期 末 残 高	20,873	16,435	34,609	△10	71,908

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	372	1,925	△1,389	908	4,856	72,238
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						3,421
会計方針の変更を 反映した当期首残高	372	1,925	△1,389	908	4,856	75,659
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,050
当 期 純 利 益						8,874
自 己 株 式 の 取 得						△5,811
自 己 株 式 の 消 却						-
欠 損 填 補						-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	346	5,536	671	6,553	703	7,256
連結会計年度中の変動額合計	346	5,536	671	6,553	703	9,269
当 期 末 残 高	718	7,462	△718	7,462	5,559	84,928

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類 等

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

# 計 算 書 類

## 貸 借 対 照 表

(平成27年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	87,102	流 動 負 債	89,439
現 金 及 び 預 金	38,172	支 払 手 形	2,792
受 取 手 形	793	買 掛 金	27,433
売 掛 金	33,031	短 期 借 入 金	36,800
製 品	1,232	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	6,441
原 材	2,199	一 年 以 上 借 入 金	67
仕 掛 品	5,704	未 前 払 金	3,327
短 期 貸 付 金	2,949	未 前 受 取 金	6,465
未 収 入 金	2,412	預 り 金	3,721
そ の 他 金	830	賞 与 引 当 金	450
貸 倒 引 当 金	△219	製 品 保 証 引 当 金	1,015
固 定 資 産	70,346	注 損 引 当 金	93
有 形 固 定 資 産	37,267	そ の 他	837
建 物	17,863	固 定 負 債	20,818
構 築 物	399	長 期 借 入 金	18,066
機 械 及 び 装 置	11,168	一 年 以 上 借 入 金	148
車 両 運 搬 具	4	退 職 給 付 引 当 金	1,488
工 具 、 器 具 及 び 備 品	294	資 産 除 去 債 務	156
土 地	5,704	繰 延 税 金 負 債	518
リ ー ス 資 産	118	そ の 他	442
建 設 仮 勘 定	1,717	負 債 合 計	110,257
無 形 固 定 資 産	3,913	(純 資 産 の 部)	
特 許 権	2,002	株 主 資 本	46,511
ソ フ ト ウ ェ ア	666	資 本 金	20,873
そ の 他	1,245	資 本 剰 余 金	16,435
投 資 そ の 他 の 資 産	29,166	資 本 準 備 金	105
投 資 有 価 証 券	2,233	そ の 他 資 本 剰 余 金	16,330
関 係 会 社 株 式	12,770	利 益 剰 余 金	9,211
関 係 会 社 出 資 金	11,158	利 益 準 備 金	529
長 期 貸 付 金	403	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,683
差 入 保 証 金	698	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	838
そ の 他 金	2,993	繰 越 利 益 剰 余 金	7,845
貸 倒 引 当 金	△1,089	自 己 株 式	△9
資 産 合 計	157,448	評 価 ・ 換 算 差 額 等	679
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	679
		純 資 産 合 計	47,191
		負 債 純 資 産 合 計	157,448

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 損益計算書

(自平成26年7月1日  
至平成27年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		86,494
売上原価		68,125
売上総利益		18,368
販売費及び一般管理費		15,188
営業利益		3,181
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,213	
スクラップ売却益	1,060	
受取賃貸料	370	
その他	729	5,372
営業外費用		
支払利息	712	
シンジケートローン手数料	365	
賃貸資産経費	285	
その他	548	1,910
経常利益		6,642
特別利益		
固定資産売却益	299	
関係会社株式売却益	92	390
特別損失		
固定資産除却損	151	151
税引前当期純利益		6,882
法人税、住民税及び事業税	473	
法人税等調整額	△88	385
当期純利益		6,497

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(自 平成26年7月1日)  
(至 平成27年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本																
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自 株	已 式	株 資 合	主 本 計			
		資 準 備	本 金	そ の 資 剰 余 金	他 本 金 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利 剰 余 金 計		
									固 定 資 産 圧 縮 金	別 途 繰 越 金						繰 越 金	剰 余 金
当 期 首 残 高	20,873	-	37,100	37,100	529		886	30,206	△45,425	△13,804	△9	44,161					
会 計 方 針 の 変 更 累 積 的 影 響 額									2,714	2,714		2,714					
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	20,873	-	37,100	37,100	529		886	30,206	△42,710	△11,090	△9	46,875					
事 業 年 度 中 の 変 動 額																	
剰 余 金 の 配 当			△1,050	△1,050								△1,050					
剰 余 金 の 配 当 に 伴 う 資 本 準 備 金 の 積 立		105	△105	-								-					
固 定 資 産 圧 縮 金 の 取 崩							△48		48	-		-					
当 期 純 利 益									6,497	6,497		6,497					
自 己 株 式 の 取 得											△5,811	△5,811					
自 己 株 式 の 消 却			△5,811	△5,811							5,811	-					
欠 損 填 補			△13,804	△13,804				△30,206	44,010	13,804		-					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )																	
事 業 年 度 中 の 計 算 変 動 額	-	105	△20,770	△20,665	-		△48	△30,206	50,556	20,301	△0	△364					
当 期 末 残 高	20,873	105	16,330	16,435	529		838	-	7,845	9,211	△9	46,511					

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	349	349	44,509
会計方針の変更による累積的影響額			2,714
会計方針の変更を反映した当期首残高	349	349	47,224
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,050
剰余金の配当に伴う 資本準備金の積立			-
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当 期 純 利 益			6,497
自 己 株 式 の 取 得			△5,811
自 己 株 式 の 消 却			-
欠 損 填 補			-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	330	330	330
事業年度中の変動額合計	330	330	△33
当 期 末 残 高	679	679	47,191

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

平成27年8月20日

株式会社アルバック  
取締役会 御 中

### **PwC** あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 齊 藤 剛 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 椎 野 泰 輔 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルバックの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルバック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年7月3日付でA種種類株式の全部取得及び消却を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成27年8月20日

株式会社アルバック

取締役会 御 中

### PwC あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 齊 藤 剛 ⑩  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 椎 野 泰 輔 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルバックの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年7月3日付でA種種類株式の全部取得及び消却を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴くとともに子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立合うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PWCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PWCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月26日

株式会社 アルバック 監査役会

常勤監査役	待	鳥	啓	信	Ⓜ
常勤監査役	高	橋	誠	一	Ⓜ
社外監査役	浅	田	千	秋	Ⓜ
社外監査役	大	塚	一	実	Ⓜ

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆様への利益配分を最も重要な政策の一つとして認識しております。

設備投資動向の変動・技術革新の著しい業界にあり、当社は更なる研究開発投資や財務基盤の強化に必要な内部留保の充実を図っていく所存です。株主の皆様への利益配分につきましては、こうした財務基盤の状況や各年度の連結業績及び配当性向等を総合的に勘案し、実施していくことを基本方針としております。

第111期の期末配分につきましては、一定水準の利益を確保し、また、A種種類株式についても全株式を取得及び消却したことから、普通株式についても復配の目途がついたものと判断し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、493,528,370円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 発行済のA種種類株式につき、平成27年7月3日付で全株式を取得及び消却したことにともない、当社の発行する株式が普通株式のみとなったことからA種種類株式及びB種種類株式に関する規定を削除するとともに、その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、その期待される役割を十分に発揮できるよう、所要の変更を行うものであります。

なお、定款第31条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,039,000株</u>とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 100,000,000株</p> <p>A種種類株式 1,500株</p> <p>B種種類株式 37,500株</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種種類株式につき1株、B種種類株式につき1株とする。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第2章の2 A種種類株式	(削除)
(A種種類株式)	(削除)
第12条の2 当社の発行するA種種類株式の内容	
は次のとおりとする。	
1. 剰余金の配当	(削除)
(1) A種期末配当金	
<p>当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）およびB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（両者を併せて以下「B種種類株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、下記1.(2)に定める配当率（以下「A種配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「A種期末配当金」という。）の配当をする。なお、A種期末配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	
(2) A種配当率	
A種配当率は、平成27年6月30日	

現 行 定 款	変 更 案
<p>までの期間においては3.5%とし、平成27年7月1日以降の期間においては4.0%とする。</p> <p>(3) 非参加条項 A種種類株主等に対しては、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(4) 累積条項 ある事業年度においてA種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、A種期末配当金並びに普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して支払う。</p> <p>2. 剰余財産の分配</p> <p>(1) 剰余財産の分配 当社は、剰余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等およびB種種類株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および下記2.(3)に定める経過A種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「A種剰余財産分配額」といい、以下同様とする。）を支払う。なお、A種剰余財産分配額に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が</p>	<p>(削除)</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(2) 非参加条項</u>  <u>A種種類株主等に対しては、上記2.(1)のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(3) 経過A種配当金相当額</u>  <u>A種種類株式1株当たりの経過A種配当金相当額は、A種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を360で除して得られる額をいう。但し、かかる計算上1ヶ月を30日、1年を12ヶ月からなる360日として（1ヶ月に満たない場合は経過日数を基準として）計算するものとする。</u></p> <p><u>3. 議決権</u>  <u>A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>4. 普通株式を対価とする取得請求権</u>  <u>(1) 株式対価取得請求権</u>  <u>A種種類株主は、平成24年9月29日（同日を含む。）以降いつでも、当会社に対して、下記4.(2)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種転換請求」という。）、当会社は、当該A</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>種転換請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記4.(2)に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u></p> <p><u>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種転換請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記4.(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「A種転換請求が効力を生じた日」と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、A種転換請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>(3) 当初取得価額</u></p> <p>578円</p> <p><u>(4) 取得価額の修正</u></p> <p><u>取得価額は、平成25年11月1日(同日を含む。)以降の毎年5月1日および11月1日(以下「A種修正日」という。)に、A種修正日における時価(以下に定義する。)の95%に相当する額(円位未満小数第2位ま</u></p>	

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>で算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、本4.(4)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が1,156円(以下「A種上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額はA種上限取得価額とし、375円(以下「A種下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。</p> <p>「A種修正日における時価」とは、各A種修正日に先立つ30連続取引日(以下、本4.(4)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、取得価額算定期間中に下記4.(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記4.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。</p> <p>(5) A種取得価額等の調整  (ア) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、A種上限取得価額およびA種</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>下限取得価額（併せて以下「A種取得価額等」という。）を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後A種取得価額等} = \frac{\text{調整前A種取得価額等} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後A種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、A種取得価額等を調整する。</p> $\text{調整後A種取得価額等} = \frac{\text{調整前A種取得価額等} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>③下記4.(5)(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社</p>	

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>債に付されたものを含む。以下、本4.(5)において同じ。)</u>の取得による場合、<u>普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)</u>、次の算式（以下「<u>A種取得価額等調整式</u>」という。）によりA種取得価額等を調整する。調整後A種取得価額等は、<u>払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</u> </p> $  \begin{array}{l}  \text{調整後} \\  \text{A種取得} \\  \text{価額等}  \end{array}  =  \begin{array}{l}  \text{調整前} \\  \text{A種取得} \\  \text{価額等}  \end{array}  \times  \frac{  \begin{array}{l}  \text{（発行済普通株式数} \\  \text{- 当社が保有する} \\  \text{普通株式の数）} \\  \text{+ 新たに発行する普通株式の数}  \end{array}  \times  \begin{array}{l}  \text{新たに発行する} \\  \text{普通株式の数} \\  \times \\  \text{普通株式1株当たりの時価} \\  \text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\  \text{+ 新たに発行する普通株式の数}  \end{array}  \times  \begin{array}{l}  \text{払込金額}  \end{array}  }{  \begin{array}{l}  \text{普通株式1株当たりの時価} \\  \text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\  \text{+ 新たに発行する普通株式の数}  \end{array}  }  $ <p> <u>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記4.(5)(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた</u> </p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>場合には当該払込期間の最終日。以下、本4.(5)(ア)④において同じ。)</u>  <u>に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本4.(5)(ア)④において同じ。)</u>に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。  ⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記4.(5)(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本4.(5)(ア)⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はそ </p>	

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>の日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本4.(5)(ア)⑤によるA種取得価額等の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u></p> <p><u>(イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A.乃至C.のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後A種取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額等の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにA種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>B. A種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のA種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>C. その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(ウ) A種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(エ) A種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後A種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u></p> <p><u>(オ) A種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額等と調整前A種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>5. 金銭を対価とする取得条項</p> <p>(1) 金銭対価取得条項</p> <p>当社は、平成24年9月29日(同日を含む。)以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもち、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の35取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる(A種種類株式の一部を取得する時は、比例按分の方法による。)ものとし(以下「金銭対価償還」という。)、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記5.(2)に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額および上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本5.(1)においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 償還係数</p> <p>償還係数は、金銭対価償還日が(i)平成24年9月29日(同日を含む。)から平成28年9月30日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては1.15、(ii)平成28年10月1日(同日を含む。)から平成29年9月30日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては1.20、(iii)平成29年10月1日(同日を含む。)以降においては1.25とする。</p> <p>6. 金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 金銭および株式対価取得請求権</p> <p>A種種類株主は、平成27年10月1日(同日を含む。)以降いつでも、当会社に対して金銭およびB種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし(以下「金銭および株式対価取得請求」という。)、当会社は、当該金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭および下記6.(2)に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.(1)においては、上記2.(3)</p>	<p>(削除)</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>に定める経過A種配当金相当額の計算における「<u>残余財産の分配が行われる日</u>」および「<u>分配日</u>」をそれぞれ「<u>当該金銭および株式対価取得請求が効力を生じた日</u>」（以下「<u>金銭および株式対価取得請求日</u>」という。）と読み替えて、<u>経過A種配当金相当額</u>を計算する。但し、<u>当該金銭および株式対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、金銭および株式対価取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいい、以下同様とする。）を超える場合には、金銭および株式対価取得請求日における分配可能額を限度として、金銭および株式対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。</u></p> <p>(2) <u>A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数</u>  <u>上記6.(1)によるA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、金銭および株式対価取得請求日が、(i)平成27年10月1日（同日を含む。）から平成28年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に15を乗じて得られる</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>数、(ii)平成28年10月1日(同日を含む。)から平成29年9月30日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に20を乗じて得られる数、(iii)平成29年10月1日(同日を含む。)以降においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に25を乗じて得られる数とする。また、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p><u>7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u></p> <p>(1) <u>株式の併合または分割</u> 当社は、A種種類株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>(2) <u>募集株式の割当て等</u> 当社は、A種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p> <p><u>8. 譲渡制限</u> A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>9. 法令変更等</u> 法令の変更等に伴いA種種類株式の内容の規定について読み替えその他</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>の措置が必要となる場合には、当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</p>	
<p>第2章の3 B種種類株式 (B種種類株式)</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>第12条の3 当会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</p>	
<p>1. 剰余金の配当</p>	<p>(削除)</p>
<p>(1) B種期末配当金 当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記2.(1)に定めるB種残余財産分配額に、下記1.(2)に定める配当率（以下「B種配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B種期末配当金」という。）の配当をする。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	
<p>(2) B種配当率</p>	
<p>B種配当率は、B種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの剰余金の配当の総額をB種期末配当基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ30連続取引日（以下、</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>本1.(2)において「B種配当年率算定期間」という。)の東京証券取引所が公表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られた比率とする。なお、B種配当年率算定期間中に下記4.(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記4.(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(3) 非参加条項 B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(4) 非累積条項 ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>2. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たり100,000円(以下「B種残余財産分配額」という。)を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	<p>(削除)</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>非参加条項</u>  <u>B種種類株主等に対しては、上記2.(1)のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>3. 議決権</u>  <u>B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>4. 普通株式を対価とする取得請求権</u></p> <p><u>(1) 株式対価取得請求権</u>  <u>B種種類株主は、いつでも、当会社に対して、下記4.(2)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種転換請求」という。）、当会社は、当該B種転換請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、下記4.(2)に定める数の普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u>  <u>B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種転換請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記4.(3)乃至4.(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、B種転換請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるもの</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>とし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>(3) 当初取得価額 578円</p> <p>(4) 取得価額の修正 取得価額は、平成27年11月1日（同日を含む。）以降の毎年5月1日および11月1日（以下「B種修正日」という。）に、B種修正日における時価（以下に定義する。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、本4.(4)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が781円（以下「B種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とし、375円（以下「B種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とする。</p> <p>「B種修正日における時価」とは、各B種修正日に先立つ30連続取引日（以下、本4.(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記4.(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記</p>	

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>4.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(5) 取得価額等の調整</p> <p>(ア) 平成24年9月29日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、B種上限取得価額およびB種下限取得価額（併せて以下「B種取得価額等」という。）を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりB種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後B種取得価額等} = \frac{\text{調整前B種取得価額等} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後B種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、B種取得価額等を調整する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>調整後B種取得価額等 = <math>\frac{\text{調整前B種取得価額等} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}</math></p> <p>③下記4.(5)(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本4.(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「B種取得価額等調整式」という。）によりB種取得価額等を調整する。調整後B種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後B種取得価額等} = \frac{\text{調整前B種取得価額等} \times \left( \frac{\text{（発行済普通株式数）} + \text{（新たに発行する普通株式の数）}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）}} \right) \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{（当社が保有する普通株式の数）} + \text{（新たに発行する普通株式の数）}}$	

現 行 定 款	変 更 案
<p>④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、下記4.(5)(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本4.(5)(ア)④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本4.(5)(ア)④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記4.(5)(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）</u>、かかる新株予約権の割当日に、<u>新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本4.(5)ア⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本4.(5)ア⑤によるB種取得価額等の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u> </p> <p> <u>(イ) 上記ア)に掲げた事由によるほか、下記A.乃至C.のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株</u> </p>	

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後B種取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、B種取得価額等の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにB種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>B. B種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のB種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>C. その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(ウ) B種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(エ) B種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後B種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>通取引のVWAPの平均値とする。</u></p> <p><u>(オ) B種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後B種取得価額等と調整前B種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、B種取得価額等の調整はこれを行わない。</u></p> <p><u>5. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u></p> <p><u>(1) 株式の併合または分割</u>  <u>当社は、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p><u>(2) 募集株式の割当て等</u>  <u>当社は、B種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p><u>6. 譲渡制限</u>  <u>B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>7. 法令変更等</u>  <u>法令の変更等に伴いB種種類株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(種類株主総会)</p> <p>第19条の2 <u>第15条、第16条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>②<u>第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>③<u>第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>④<u>定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については第14条の規定を準用する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役 坊 昭範、本吉 光の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実のため社外取締役1名を増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

また、任期中である取締役 小日向久治、末代政輔、小田木秀幸、御林 彰、池田修三の5氏は、引き続き取締役として在任しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
1	坊 昭 範 (昭和28年12月9日生)	昭和52年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成14年10月 株式会社みずほ銀行神田小川町支店長 平成17年1月 同行数寄屋橋支店長 平成17年2月 同行銀座支店長兼数寄屋橋支店長 平成17年4月 同行銀座支店長 平成18年3月 同行執行役員銀座支店長 平成19年4月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員 平成19年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 平成22年4月 安藤建設株式会社（現株式会社安藤・間）専務執行役員 平成22年6月 同社取締役専務執行役員 平成24年4月 同社取締役執行役員副社長 平成25年4月 当社専務執行役員 平成25年9月 当社取締役専務執行役員 平成27年7月 当社取締役執行役員副社長（現任） （担当） 本社部門統括	200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 株式の 株数
2	<p style="text-align: center;">もと よし みつる 本 吉 光 (昭和32年1月1日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社  平成3年7月 当社超高真空事業部管理課長  平成7年7月 当社超高真空事業部管理部長  平成9年1月 当社経営企画室専門室長  平成10年7月 当社経営企画室専門部長  平成12年7月 当社経理部長  平成17年9月 当社取締役  平成22年7月 当社経営企画室長（現任）  平成24年7月 当社取締役執行役員  平成26年7月 当社取締役常務執行役員  平成27年7月 当社取締役専務執行役員（現任）  （担当）  関連会社統括、総務部・グローバル事業推進室担当  （重要な兼職の状況）  ・ULVAC TAIWAN INC. 董事長</p>	8,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
3	※ うちだのりお 内田憲男 (昭和25年10月22日生)	昭和48年4月 東京光学機械株式会社(現株式会社トプコン)入社 昭和55年6月 トプコンシンガポール社ゼネラルマネジャー 平成元年2月 トプコンオーストラリア社社長 平成6年10月 トプコンレーザーシステムズ社(現トプコンポジショニングシステムズ社)上級副社長 平成11年7月 株式会社トプコンレーザーシステムズジャパン社長 平成15年6月 株式会社トプコン執行役員 平成15年7月 株式会社トプコン販売社長 平成17年6月 株式会社トプコン取締役兼執行役員 平成19年6月 同社取締役兼常務執行役員 営業推進グループ統括 ポジショニングビジネスユニット長 平成22年6月 同社取締役兼専務執行役員 経営企画グループ統括 平成23年6月 同社代表取締役社長 平成25年6月 同社相談役(現任) 平成27年6月 ナプテスコ株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) ・株式会社トプコン 相談役 ・ナプテスコ株式会社 社外取締役	-

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。  
 2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 内田憲男氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が他社におけるビジネス経験で培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。  
 4. 当社は、本総会において内田憲男氏が原案どおり選任された際には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。  
 5. 内田憲男氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 浅田千秋氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役 待鳥啓信氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

また、任期中である監査役 高橋誠一、大塚一実の両氏は、引き続き監査役として在任しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※ 伊藤 誠 (昭和36年8月21日生)	昭和59年4月 日本生命保険相互会社入社 平成20年3月 同社本店財務第一部長兼九州財務部長 平成24年3月 同社首都圏財務部長 平成27年4月 当社入社 当社経営企画室長付顧問(現任)	—
2	浅田 千秋 (昭和24年12月3日生)	昭和52年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会所属 平成8年10月 光樹法律事務所共同設立 平成13年6月 株式会社卑弥呼社外監査役(現任) 平成19年9月 当社社外監査役(現任) 平成24年4月 公益財団法人東京都柔道連盟監事(現任) 平成26年3月 公益財団法人全日本柔道連盟評議員(現任)  (重要な兼職の状況) ・株式会社卑弥呼 社外監査役	—

- (注) 1. ※印は新任監査役候補者であります。  
 2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 伊藤誠氏は、日本生命保険相互会社において、相当の期間経理、財務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 浅田千秋氏は、社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏がこれまで弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査活動に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はございませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、同氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

5. 浅田千秋氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
  6. 当社は、浅田千秋氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において同氏が原案どおり選任された際には、当該損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
- また、「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、本総会において伊藤誠氏が原案どおり選任された際には、当社は、同氏の間でも上記と同一内容の契約を締結する予定であります。

### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
はら 原 (昭和33年6月16日生)	昭和58年6月 税理士登録 平成3年6月 東京税理士会京橋支部幹事 平成11年7月 東京税理士会指導研修部委員 平成12年5月 学校法人若竹中央学園若竹幼稚園理事 (現任) 平成15年7月 東京税理士会京橋支部研修部長 平成17年6月 東京税理士会理事 平成17年9月 当社監査役 平成21年6月 東京税理士会常務理事・公益活動対策 部部長 平成21年8月 日本税理士会連合会理事・公益活動対 策部委員 平成23年6月 東京税理士会常務理事・研修部部长 平成23年8月 日本税理士会連合会理事・研修部副部 長 平成25年6月 東京税理士会京橋支部副支部長(現 任) 平成27年7月 東京税理士会参与(現任)	—

- (注) 1. 当社は、原稔氏が所属している原税務会計事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 原稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏がこれまで税理士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査活動に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はございませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- また、同氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、原稔氏が監査役に就任した際には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以 上









# 株主総会会場略図

神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地

当社 C棟2階会議室

電話 0467-89-2033



(ご案内) 本総会終了後、株主の皆様との「株主懇談会」を開催いたしますので、ご都合の許す限りご参加賜りますようご案内申し上げます。